J	用額明細書に以下の記載が必要です。		
1	受取配当等の益金不算入に関する明細書		
注意	当年度実績により負債利子等の額を計算する場合	■	<u></u> 合
2 1	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	円 完全子法人株式等に係る受取配当等の額 14 (31の計)	Η.
措置法第 f f 8 f f f f 8 f f f f f f f f f f f	受取配当等の額。	受取配当等の額15	
第67 保	(34の計) ² 関 当期に支払う負債利子等の額 3	(34の計) ¹³ 当期に支払う負債利子等の額 16	
木の6第一	負	関 国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不 負 算入額、関連者等に係る支払利子等若しくは	
第 借 対 項	連結法人に支払う負債利子等の額 4 連 「12」又は「25」欄 負債の利子等の損金不	対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的 施設に帰せられるべき資本に対応する負債の	
《に規定	是 12] 又13 120] 惻 ^{夏良少利] 等少良亚利}	・	
1項に規定する特定株式投資信託対照表に計上されている特別償却	保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を	- 適用している場合	
特定株	① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の7第② 「区分番号」欄:「00583」	第 1 項」 :+七の三(二) 「17」のうち多	
代式投資	③ 「適用額」欄:「12」又は「25」欄の金額	額の損金算入額 [(二の三)「10」) 18	
負信託		計 10	
の推	※ 非支配目的株式等に係る受取配当等の額が	1 日から平成29年 3	
収益の分	又は「25」欄を記載することになりますが、本		
配の額に	第3条第1項又は第185条第1項に規定する外 を行う法人を対象としているものですので、	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
が帳	人は、適用額明細書に記載しないでください	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
場合の当場合の当	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(<u>21)</u> (<u>22)</u> 22	
の当該の	\mathfrak{p}	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 23	円
特定株式	- - (8) その他株式等に係る受取配当等の額 ₁₁	その他株式等に係る受取配当等の額 ₂₄	
代式投	(37 (7 計) ■ ■	(370)計)	
ある場合の当該特定株式投資信託については、に係る積立金の額を含めます。	(43の計) 12	(43の計) 25	
につい	$(1) + ((2) - (10)) + (11) \times 50\% + (12) \times (20\% \text{ Z } \text{ ld} 40\%)$	$(14) + ((15) - (23)) + (24) \times 50\% + (25) \times (20\% \text{ Z } (40\%))$	
ては、	※ ※ ※ の #	場合の総資産価額等の計算 Aに支払う負債利 総 資 産 価 額 期末関連法人株式	等の
非支	区 分 ^{松 貝 圧 い 阪 伊 山 切 子等の元} 27	元本の負債の額等 (27) - (28) 帳簿価額 28 29 30	
「非支配目生	前期末現在額 円	円 円	円
的株式等」	当 期 末 現 在 額		
		等の額の明細	
各欄	完	受 取 形 当 笔 の	額
に記載	全法 人 名本店の所在地受取配 1431欄	こ当等の観の計算期间 31	
の各欄に記載しますが、このとき、「 88 」		出来ないた今不管1の	円
が、	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配等 特例を適用している場合	三寺の位金不昇入の	
。 と	① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の6第	第 1 項」 ち 益 金 の 額 に 益金不算入の対象となる。 れ る 金 額 (32) - (33)	5金額
₹ _	② 「区分番号」欄:「00278」	33 34	
38 上	③ 「適用額」欄:「38」欄に「特定株式投信」と記 の金額の合計額	載した銘柄の「43」欄	円
欄には「特定株式投信」と記載	等 計		
特定	そのおり	配 当 等 の 額 左 の う ち 益 金 の 額 に 益金不算入の対象となる 算 入 さ れ る 金 額 (35) - (36)	5 金額
株式投	法人名本店の所在地	35 36 37	
信レ	株	П	円
○ 記 載	式 等 計		
	非 法 人 夕 本店の所在地 其 淮 日 保有割合 受 取 西	配 当 等 の 額 左 の う ち 益 金 の 額 に 益金不算入の対象となる 算 入 さ れ る 金 額 (41) - (42)	5金額
	支配 又は銘柄 38 39 40	$\frac{1}{41}$ $\frac{1}{42}$ $\frac{1}{43}$ $\frac{1}{43}$ $\frac{1}{43}$ $\frac{1}{43}$ $\frac{1}{43}$ $\frac{1}{43}$	
	目 的 株	Н Н	円
	**		
	. т	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	